

議案第 67 号

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例
の制定について

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 2 月 17 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料賦課額の算定等に係る規定の整備を行おうとするものである。

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第1条 鎌倉市国民健康保険条例（昭和34年9月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第12条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第18条において「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第14条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算

定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

第18条第1項第1号中「山林所得金額の算定についても同様とする。）及び山林所得金額」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この号において同じ。）の算定についても同様とする。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」に改める。

附則中第5項から第14項までを削り、第15項を第5項とする。

第2条 鎌倉市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鎌倉市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料から適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。